

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年11月10日認可した。

平成22年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）高倉地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）石野上地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）久保地区